

安全運転 6 か条

- 第一条 ゆるやかな発進・定速走行・十分な車間距離の確保を徹底すること
- 第二条 方向指示器やハザード、早めのライト点灯、イエローストップを徹底すること
- 第三条 交差点進入時は減速して左右の安全確認を行うこと
- 第四条 左折時（お客様が手を上げた時）は十分な減速と左後方の巻き込み確認を行うこと。
- 第五条 方向転換時には回りをしっかり確認を行うこと
- 第六条 眠気を催した時は運転を中止し、休憩を取り眠気を覚ましてから運転に戻ること

この安全運転 6 か条は過去の事故事例を基に、事故を未然に防止するための運転を示しています。
この 6 か条を遵守することで、「限りなく事故ゼロ」への挑戦を致します。